

川越市建築物の解体又は改修工事により発生する廃石綿等の処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の解体及び改築等の工事に伴い発生する石綿を含有する廃棄物の処理に関し、特に人体への有害性が指摘されている飛散性を伴う廃石綿等の処理方法等を管理することで、当該物質が原因となる健康被害及び二次的な被害を未然に防ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）によるものとする。

(処理計画書)

第3条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項に規定する届出対象特定工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者（以下「事業者」という。）は、特定工事の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第1号による廃石綿等処理計画書を市長に提出しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名

(3) 特定工事を施工する場所の名称及び所在地

(4) 特定工事を施工する期間

(5) 廃石綿等の種類及び発生予定量

(6) 廃石綿等の収集運搬業者の名称及び所在地

(7) 廃石綿等の処分業者の名称及び所在地

2 前項の規定による計画書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 廃石綿等の収集運搬業者の許可証の写し

(2) 廃石綿等の処分業者の許可証の写し

(3) その他市長が必要とする書類

3 第1項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、速やかに、前2項に掲げる書類を市長に届け出なければならない。

(事業者による処理)

第4条 事業者は、特定工事により排出された廃石綿等について、当該物が運搬されるまでの間、廃石綿等の飛散を防止するため、当該物を散水などにより湿潤化させる等の応急措置を講じた後、直ちに次のいずれかの方法により廃石綿等の飛散防止を図らなければならない。

(1) 十分強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する

(2) セメント等により固型化する

(事業者による保管)

第5条 事業者は、特定工事により排出された廃石綿等について、当該物が運搬されるまでの間、法第12条の2に基づく特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

(処理報告書)

第6条 事業者は、特定工事により排出された廃石綿等の処分が完了したら、すみやかに次に掲げる事項を記載した様式第1号による廃石綿等処理報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名

(3) 特定工事を施工した場所の名称及び所在地

(4) 特定工事を施工した期間

(5) 廃石綿等の種類及び発生量

(6) 廃石綿等の収集運搬業者の名称及び所在地

(7) 廃石綿等の処分業者の名称及び所在地

2 前項の規定による報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該廃石綿等の処分に係るマニフェスト（E票）の写し

(2) その他市長が必要とする書類

（市長に提出する書類の部数）

第7条 この要綱に基づき市長に提出する書類の部数は、正副2通とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月13日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。